

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表秋田市立太平中学校の項、秋田市立豊岩中学校の項および秋田市立下浜中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。